

第3回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成25年9月2日（月）午後1時30分～3時30分

市民活動サポートセンター会議室

出席委員13名（欠席委員2名）

荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、西村委員、村山委員、蟻川委員、
中島委員、飯沼委員、柳澤委員、上條委員、江原委員、岡田委員

1 開会

2 あいさつ

荒牧会長

3 会議事項（要旨）

(1) 松本市子どもの権利に関する推進計画策定について

（会長）

本日のテーマは、子どもの権利に関する推進計画です。

前回の委員会で出ましたが、条例に基づく大枠を作り、松本市の施策、事業がどのように展開されているか整理して欲しいとのことでした。

この条例で全く新しく展開する部分、これまでの事業のより良いものは、変えていく部分、新たに付け加える部分を整理しながら、条例を具体化していくことになります。

資料で、条例に基づく施策がどうなっているか、事務局で整理したものがあります。

もう一つ、重要なことですが、計画に子どもの意見を反映させるということで、事務局でアンケート、ワークショップ等さまざまなかたちで、子どもたちの意見を取り入れようとしています。

2つの資料が出ていますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 資料説明

（会長）

推進計画の全体像を意識しながら、個々のところを議論します。

次回以降、テーマを絞って、それぞれのところで何が必要かということについて検討します。

総合計画、次世代育成支援行動計画、教育振興基本計画があり、さまざまな計画があります。

そういう中で、この条例を具体化するための推進計画を作ります。

基本的には、3つの視点が重要です。

1点目は、この条例に基づいて、これはどうしてもやらなければいけない新規事業。

この条例に基づいて、新たに取る必要がある施策です。

2点目は、条例に基づいて、これまでの市の施策事業について改善したり、もっとこういうふうにしたらどうか、一定の事業をこういうふうに進展、改善したらどうかです。

3点目は、この推進計画に、他の計画との連携、他の事業との関連が必要になってきます。

計画や事業を進めるにあたっての視点を提供します。

同じ事業でももっとこういう方向で取り組んで欲しい、こういうことを達成して欲しいという視点を与えます。

この3点が、推進計画を検討する上で必要になってきます。

特に、条例に基づいて、いままでやっていない意見表明や参加の新たなしくみを作ったり、こういう取組みをする必要があるなどの整理をします。

学校、いろんな施設がやっていることをもっとこういうふうに進めると、その取組みは、条例に基づいて進展するのではないかということです。

3つ目は、現にやっている部分についての一定の視点や方向を委員会で検討します。

これまでの事業を全部把握して、条例に基づき、もっとこうなるのではないかを検討することは、この委員会では無理があります。

基本的なところで、皆さんが理解している事業で、この事業は、こういうふうにしていかないと条例に基づいたことにならない部分を言えることがあれば指摘することになります。

基本目標があって、そして施策の方向、施策があって、予算がつく事業があります。

事業について、この委員会でやるのは無理です。

基本目標、施策の方向、どういう施策が必要なのかということについて検討していきます。

その時に、条例に規定している主要基本事項が必要になってきます。

個々の部分で施策の方向性に関わる部分で、こういう内容で良いのか、それにプラスして推進体制が推進計画の中に入ります。

こういう項目で良いのか、どういうことが必要か検討します。

子どもの意見表明・参加、子どもの居場所、子どもの権利の普及、学習支援、子どもの相談・救済は大きな項目になります。

家庭、育ち学ぶ施設、地域における子どもの権利保障と同時に、そこに関わる親、保護者や保育士や教職員の皆さん、地域の人を支援する部分は、それぞれの場における権利保障と同時に関わる人たちの支援という项目的には、一つにまとまる可能性があります。

事務局サイドで、条例に基づいて、項目を出してもらいましたが、施策の方向性の大きな見出しになるところなので、こういう項目で良いのか、委員会でもとめますが、ある段階のところで大まかな項目を立てておかないと議論できないことになります。

項目立てのレベルのところ、健康と環境の問題を入れる必要があると思います。

松本市の健康寿命延伸都市ということもありますので、この条例でいのちと健康は重要な柱にしておき、子どもが育つ環境は、防災、減災も含めて大きな環境としたので、健康や環境という項目が一つあっても良いと考えています。

大きな項目のところ、条例に基づいて、こういうことが必要ではないかということを検討します。今日の委員会は、それぞれ出していただいた上で、次回から、子どもの意見表明・参加、子どもの居場所づくり、子どもの相談・救済というように項目で検討していきます。

条例に基づくとこんな新規の施策を取る必要があるのではないかと、特に新規の施策は、条例の目玉でありますし、これからの松本市の子ども施策に重要なポイントになります。今日は、そのへんのところを出していただければと思います。

事務局中心に、子どもたちの意見をいろんな形で集めようとしています。

皆さん自身も子どもに関わっているので、同じ項目で声をひろう、またそれぞれがひろう両方があった方が良いでしょう。

子どもにやさしいまちづくりアンケートは、こういうアンケート項目で良いのか、ワークショップをするときは、もう少し入れた方が良いでしょうか議論したいと思います。

ご意見、ご質問があればお願いします。

(委員)

子どもの相談・救済の中で、新しく開設された子どもの権利相談室の状況についてお聞きしたい。

(事務局)

7月17日に開設して、7月に30件、8月に19件の相談がありました。

相談方法は、電話と電子メールが多く、面談が1件でした。

相談内容は、学校での交友関係、いじめ、先生の対応など多岐にわたっており、相談員が助言や支援を行いました。

(事務局)

相談室は、第三者機関として関係者と調整するところまで視野に入れて相談にあたっています。

多くの相談は、相談員が何回もやり取りをして、解決しております。

擁護委員と相談員がケース会議を開いています。

つい最近のケースで、学校の関係で調整したらどうかについて検討しています。

(委員)

新聞で、相談室が予想より反響が良かったという見出しが出ていましたが、そのへんの判断はどうなのでしょう。

(事務局)

傾向として、夏休みになったら相談は減りました。子どもが学校に通っている時の方が多いです。

学校には、相談室案内カードを配っています。

(委員)

学校のトラブル、先生の対応のしかたというと、学齢期の子どもさんの相談が多いように思いますが、その内容について学校教育課との連携、もう一つ、学齢期以外の相談があったか教えて欲しい。

(事務局)

相談員が対応して、学校教育課に連絡したケースはありませんでした。

子どもの権利相談室に相談してくれたので、基本的には、相談室で対応していきます。

学齢期以外の相談は、父親が母親を怒鳴るので、幼児への影響が心配という相談がありました。

(会長)

相談室は目玉の事業なので、いかに充実するかが大切。

(委員)

子どもの権利に関する条例がどのように家庭まで配布され、周知徹底に動いているか具体的に教えて欲しい。

(事務局)

子どもさん、市民の皆さんに条例を理解していただくことが重要で、広報まつもとの2ページの特集、情報誌「集まれ！松本キッズ」、条例の概要版の隣組回覧、いろいろな機会での概要版の配布等で、周知を図っています。

(委員)

PRについては、行政は使える媒体を使って頑張っていると思います。

一遍に広がるものではないので、根気強く、子どもたちの中でも世代から世代へバトンタッチしていく活動ができれば良いと思います。

そのうちに、子どもたちの中から自分たちの権利として大事になってくれば、自分たちが自分が

わかるパンフレットを作ろうよということになれば良いと思います。

(委員)

「こころの鈴」が子どもが必要としている相談、救済を受けつけていることは大事なこと。

私の悩みで、こういう子どもが救済できないのかと考えています。

親がほとんど家にいなく、不登校になっている子どもさん、朝の食事に冷凍ものを出している家庭などで、子どもさんは、保護者に対して何とかしてくれという声も出てこない。

法務省のSOSミニレター、こころの鈴のカードを子どもに持たせて、苦しくなったらここに電話するんだよと言っています。

健康で安全な生活ができるように支えることが学校でできないか考えています。

親権のところまで入っていけないのが現状です。

(事務局)

条例の中で、解決できる施策を考えることはむずかしいが、何ができるか計画に盛り込む必要があると思います。

(会長)

権利擁護委員が対応する事例かどうかはむずかしい問題です。

条例第15条は、子どもの権利侵害、若しくは権利侵害を受けそうなときに、その子ども自身にとって必要な相談、救済をしていきますよということです。

擁護委員は、子どもが成長する権利を奪われていることに対して、子どもの話を良く聴いて、先生、保護者の話も聴きながら、子どもにとって最も良い方法を考えて動きます。

第三者機関が子どもの最善の利益を考えて動き、親に向き合うとうまくいくケースがあります。

(委員)

今話を聞いて、条例ができて良かったと思います。

条例ができて、つらいことを伝えることは、はずかしいことでなく、大事にされ、安全安心の中で育つ権利があることを自然に子どもたちに思ってもらえるきっかけになります。

(委員)

条例の第5章に、相談・救済のところ、関係機関の連携、協働がありますが、連携、協働のあり方が大事になると思います。

子ども自身が相談できない、相談しようと思えない状況にあった時に、子どもに関わっている各場所で、こころの鈴に問題を提起できるか、擁護委員が動けるかなど、この委員会で議論して、仕組みやあり方を盛り込めたら良いと思います。

(会長)

子どもの意見表明や参加は、どこの自治体もなかなか取組みができていない。

事務局から出された子どもの意見表明や参加の部分は、子どもたちがすでに参加しているところをもっと進めていくことと、新規として小学生から高校生までの子ども会議を開催するという方向性が打ち出されています。

居場所については、いろんな取組みがありますが、新規の取組みとして、ヤング日本語教室夜の部の実施と専用施設を検討することが出されています。

(事務局)

居場所づくりについては、あがた児童館の建て替えをする中で、中高生の居場所を整備したいと考えています。学習室、交流スペースなどを児童館といっしょに専用施設を造りたいと思います。

ハードの整備だけでなく、小・中高生が活動しているあがたの森未来サミットの拠点にしたいと考えています。

(会長)

公募することは、施設の存在を知らしめることになります。

モデルケースになるので重要だと思います。

(委員)

不登校の子どもたちは、中間教室で対応していますが、子どもたち自身が望んでいるか問題があります。不登校の子どもさんの居場所を何とかしないといけないと思います。

条例で一步踏みこめると思います。

(会長)

居場所の問題は、不登校の子どもや外国籍の子ども、子どもや親の両方の居場所、交流する場が必要になります。

居場所づくりは多様です。総合的な部分とそれぞれに応じた部分が必要です。

学習支援を居場所でやっているところがあります。行政がNPO法人に委託したり、学生ボランティアを大学と連携してやったり、そこに軽食を出すところもあります。

ある自治体は、公立図書館の一角を外国籍の人たちの交流、居場所の場に使っています。

それぞれの学びの場が松本のまちの中にあるという形が必要です。

取組みを精査して、条例でこのような施設を議論します。

(委員)

子どものアンケートですが、小学校4年生から6年生にかたよっていると思います。

子どもの声の聴き方を委員会で検討していただきたい。

(委員)

ワークショップの結果を見て、居場所に対する大人の理念、願いの部分と子どもがやりたい、欲しい部分の折り合いは、条例とするのか。

(委員)

私はその部分については希望もっています。

子どもの意見、声を受けとめる文化を作る必要があります。

子どもが考え、いろいろな意見が出ますが、仲間内のフィードバックによって、ある程度のものを作っていく力があります。

(委員)

親子関係は、わがままを言って何を言っているのよとなって、親と子どもの関わりはむずかしい。

子どもの本質のところに寄り添っていかないと健全育成にならない。

(会長)

子どもの思いや願いと大人の行動は常にギャップがあって、そのことをどう埋めていくかがチャレンジです。

大人の考え方を変えていく部分が必要です。

子どもたちからいろいろな意見が出ますが、大人から見て、一方的なわがままなところでまとまったことはない。子ども同士が考える力を持っています。

いろいろな自治体で、子ども自身が参加して、子どもの居場所づくりをしたところは、ほとんどうまくいっています。

その場所は地域にあるから、地域の人たちがどう考えるかということまで考えられる力を子どもたちは持っています。

権利は、わがままではなく、子どもたちが自立する部分をもっています。

そういうやりとりや機会がなさ過ぎたのが問題です。

松本市はまち全体で取り組んでいくそのプロセスは大変だと思います。

(委員)

5月から子どもの居場所という意味で、子ども支援スペースをこども育成課と協力してやらしてもらっています。

ここに来た子どもさんは、テレビやゲームがないと言いますが、テレビ、ゲームがなくても自由に過ごしています。

他の子どもさんとコミュニケーションを取って、遊べるようになってきた子どもさんの成長を見ることができました。

いままでになかった自分のエネルギーを蓄えて、学校に行ってみようかと言い出した子どもさんがいました。

いろいろな子に合う、そういう場所がたくさんあって、そこで過ごしていければ良い。

スペースに来た子どもさんは、中間教室に合わなくて来ましたが、ここでゆったりできて、自分のエネルギーをためることができて、先に進んでみようかと思うことになれば、そういう居場所があっても良いと思います。

(会長)

民間でやっているところを行政がサポートするということがあっても良い。

推進体制のところ、行政と学校、保育園、市民、NPOがどうやって連携していくかが重要。

サポートするところを入れても良い。

(事務局)

行政がすべてやる時代ではありません。

施策の中に民間の発想も入れていきたいと思っています。

(委員)

小・中学校は義務教育で、中学校を出た後に高校に行く子どもさんもいれば、いけない子どもさんもいて、18歳までの子どもの問題で、いけない子どもさんの居場所、支援することはいままであまりなかった。

(事務局)

健全育成の中で悪いことをする部分を何とかしないといけないとしかとらえていない面もあり、子どもたちに真剣に向き合って、何ができるか支援する発想が必要だと思います。

(会長)

行政施策として、高校をリタイヤしたり、高校に行かなかった人に対する居場所、自立していく上での施策が重要で、そこがなくては、子どもにとっても不本意で、ますます社会から離れていく

ことになります。

居場所づくりの中で展開しても良い。自立するためのサポートがなさすぎるから職業に就くことができないケースが出てくるので、サポートしていかなければいけない。

松本でも手だてを作っていく。

条例では18歳未満を対象にしていますが、18歳、19歳、20歳の若者層に継続して活かすという視点も必要。

(委員)

子ども施策を取りまとめた中で、生涯学習課の項目が少ない。

公民館、福祉ひろばなどの地域の中に入っている施設が施策をもっと出して欲しい。

項目の中に会長が健康と環境を入れたらとおっしゃったが、それとっしょに安全、安心の言葉は出てきますが、安全施策は広い意味があるので、項目立ての中に入れて欲しい。

(会長)

環境の中にそれが含まれますが、事務局で条例との関係を考えてもらっている途中です。

(事務局)

行政も今、地域づくり課を新設して、地域づくりの新たなシステムづくりを進めています。

(会長)

(仮称)地域づくり支援センターもつくっていくということで、地域づくり実行計画はできているんですか。

(事務局)

計画はできています。

(会長)

計画の中に地域づくり支援センターがありますか。

(事務局)

あります。支所・出張所のあるところ、ないところも含めて来年度設置します。

(委員)

松本市は、待機児童がいないとお聞きしましたが、発達障害のために幼稚園に入れてもらえなかった声も聞きましたが、そのあたりはどうですか。

(事務局)

待機児童は、基本的にはいません。

(委員)

病児保育ですが、今、相澤病院でやっていますが、予約をしていないといけない場合、お母さんが働いていて、子どもさんを預けることができなくて困ったということをお聞きします。

そういうところに、手が入っていくことがやさしいことになると思います。

(事務局)

発達障害のアルプキッズ、病児保育、病後保育、休日保育は、市のサービスがありますが、まだ充分でないところがあれば、改善する必要があります。

(会長)

安心して育てる適格な情報が伝わっていないところがあり、それをどうするかは大きな問題。

(委員)

松本市として支援策の周知として、ガイドブックが配られたり、児童館、アルプキッズなどの情報がさまざまな広報を使って掲載されており、大変充実していると思っています。

必要な支援を受けながら、子育てしていく力を市民がつけないと、施策ばかりあってもいっしょのところにつながらない。

支援を受けながら育てていくものだということを市民に認識してもらうことも重要だと思います。そのことが計画に反映できれば良い。

(事務局)

周知、広報が足りなく、知りたい情報が手に入らないことがないようにしたい。

(委員)

自分の身にどうしたらよいかと思う問題がふりかかった時に、ここに聞けば何でもわかるというラインがあれば良い。

(会長)

育ち学ぶ施設、地域、家庭における教職員、地域の人、親に対する支援がどういうことが求められているかという問題について、項目としてあげられます。

外郭団体でもいいから、教職員支援センターのような直接、教職員を支援するようなことがあっても良い。

この条例に基づいて、子どもの育ちを支援することで必要なことを出して欲しいと思います。

アンケート、子どもの意見の聴き方について意見ををお願いします。

(委員)

アンケートの対象が小学校4年生から6年生にかたよっていると思います。

(事務局)

夏休みでイベントがあったので、身近なところから、まず実施するというので、取り組んだ参考です。続けて回数が増えれば精度も上がってくると思います。

対象、どんなことを聴くか等を話し合っていたものをベースにして、子どもの意見聴取を行いたいと思います。

(会長)

この取組みは貴重です。項目が多くてもだめで、出かけて行って、できる範囲でやることは重要。

ここで、こういう項目、こういうやり方をしたらどうかありましたら出していただきたいと思います。

子どものいるところへ出かけて、意見を聴こうとしていることは貴重だと思います。

(委員)

自分の意見を言ったり、参加することをやってみたいですかという表がありますが、そういうことをやっているという子どもがどれくらいいるか興味があるので、聴いてみたいと思います。

(委員)

学校において、生徒会、部活動で子ども自身が意見する機会がありますし、児童館、児童センターにおいても、子どもたちが行事を企画したり、ある日の遊びを考えたり、話し合うことがあります。

また、地域においても、子ども会の行事について今年は何をやろうと相談しています。

市の施策の名称がつかないだけであってそういう参加があり、施策の中にあげても良いと思います。

アンケートを取る場合、どういうことに対して意見をしていますか、機会がありますか、どんなところを自分の意見として出しましたか、などの項目でやっていることを聴くのも良いと思います。

(委員)

アンケートは積極的にやられたことは良いことだと思います。

子どもの生活が大変かどうか、自分の意志でやったのか等をいっしょに聴く必要があると思います。学校行事、松本市の仕事の項目は、他の比較がないとむずかしい。

子どもの施設を造る時、子どもの意見を充分聴いて欲しい。

これをきっかけにまちづくりの観点で議論するのは良いと思います。

(委員)

アンケートの問4で、学校、地域がありますが、家庭が抜けているので、子どもが自分の家庭をどう思っているか聞きたい。

(委員)

アンケートでは、子どもたちがどう感じているか、自分の思ったことをダイレクトに言えるようにすれば、どんなアンケートでも良いと思います。

とっかかりに、このアンケートをやってもらったのは良い。

(委員)

アンケートで、どこどこにこういうものを造るから、あなたの意見を聴かせてください、どういう居場所がいいですか等を聴いて欲しい。

どういうものが欲しいですかと聴くと大きすぎると思います。

(委員)

そういうことを聴くのもおもしろいと思います。それを受けとめる大人の問題もあります。

(委員)

アンケートには、意識の問題と施設としての問題の両方が入っている。

(会長)

問4の部分は、家庭で何かを決める時に、自分の意見が聴かれますかを入れても良い。

居場所づくりを進めることになると、それにかかわるどんな居場所が必要かということであれば、そういう聴き方が良いと思います。問3は、その点でわかりづらい。

問4は、それぞれの状況を踏まえながら、さらに学校にこういう施策、取組みをいう可能性があるので、もう少し、取組みにつながるようなところで精査した方がアンケートの趣旨が活きる。

今後は、居場所と参加があるので、相談・救済の部分も項目として検討されると良いと思います。事務局のところで、こういう形で、子どもたちの意見を聴こうと動き始めたことは、重要です。行政からこういう形でなかなか動き始めない。

ワークショップは、年齢層、場所等の検討を含めて、行政だけでは無理があるので、児童館、子ども会育成会と協力しながら少しずつ広げていくと、多様な形で子どもたちの意見を聴くことができる。

(委員)

子どもの権利に関する条例を作った時に、子どもにアンケートを取ったものはおもしろい。

(会長)

子どもの状況を把握する条例事項で、将来的には、松本市子ども白書のようなものを作る構想が議論されましたが、その中で、アンケート調査を何年か一回くらい取って、子どもの意識、大人の意識を含めて検討することが求められています。

今回は、子どもの相談・救済に関わる施策について、子どもの権利擁護委員の仕組みの問題、さまざまな取組みの関係、連携も含めて検討したいと思います。

(委員)

委員会でいろいろな材料が出てきましたが、なかなかまとまらないと思います。

この委員会で子どもにやさしい推進策を考えていく全体像はどうなりますか。

(会長)

次回からは、相談・救済にしぼって、条例に基づいての新規の部分と、これまでやっている部分について、これをもっとこうしたら良いのではないかという部分、これを進めるには、こういうことが必要ということの意見を出していただいて整理します。

次は、子どもの居場所の問題、子どもの意見表明・参加というように、項目立ての中で、推進の具体化を図るということにしていきたい。

計画としては、基本目標、施策推進の方向性、専門的施策、それぞれどういったことが必要か、全体像を委員会で提案します。